

スポーツ・文化芸術活動支援事業「a tempo豊岡プラス」補助金（再開分）に関するご質問について 2022年7月1日現在

ご 質 問	回 答
<p>1 補助対象経費について</p>	
<p><スポーツ大会：軟式野球> 軟式野球の大会を行う際の試合球（未使用球）は補助対象経費としてどの程度認められますか？</p>	<p><u>「1試合につき4球」を補助対象とします</u></p> <p>1日1会場で概ね3試合行われていること、未使用球を使用することがルールで定められていること等を考慮し、1試合につき4球、3試合で1ダースまでを補助対象とします。事業実施日に行われた試合数を基に計算することとし、オーバースは補助対象外となります（学童・一般共通）。</p>
<p><スポーツ大会：バレーボール（ソフトバレーボールを含む）> バレーボールの大会を行う際の試合球（未使用球）は補助対象経費としてどの程度認められますか？</p>	<p><u>「コート1面につき1球」を補助対象とします</u></p> <p>バレーボール（ソフトバレーボールを含む）大会における試合球は、摩耗度等により比較的短期に買い替えつつ実施している実態を考慮し、大会使用コート1面につき1球までを補助対象とします。オーバースは補助対象外となります（学童・一般共通）。</p>
<p><文化芸術> 出演者に本番前日と当日に宿泊してもらいます。補助対象の割振りはどのようになりますか？</p>	<p><u>本番のために前泊、当日泊した場合、どちらも本番日の経費として計上してください。</u></p> <p>なお、本番日の宿泊（後泊）は、やむを得ない事情（交通等）があると認められる場合に限り、補助対象経費とすることができます。 リハーサルを含め、宿泊費の考え方は以下のとおりです。</p> <p>【例】日曜日に本番、土曜日にリハーサルを実施するため、金曜日から3泊4日（1泊1万円）で来豊したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金曜日の宿泊費…土曜日分の経費 ・土曜日の宿泊費…土曜日分と日曜日分に2分の1ずつ ・日曜日の宿泊費…日曜日分の経費 <p>したがって、土曜日分1万5千円、日曜日分1万5千円で計上</p>